

組合員の皆様

2015年5月15日

ウルグアイの油濁対応業者との契約要件について

規制要旨

2012年11月23日発効のウルグアイの法律第19.012号第6条は、特定の種類の船舶および洋上浮体設備に対し、油濁対応業者(OSRO)と契約することを義務付けています。

[2015年2月18日](#)付回覧において、ウルグアイでは2015年2月20日付で新たな規則(Disposición Marítima 第149号)が発効予定であることをご案内しました。しかし、その後、ウルグアイのCoast Guard(海上保安局)がいくつかの事項についてOSROとの確認が取れるまで発効を延期するとの決定を下した旨をお知らせしました。

2015年5月4日、ウルグアイ Coast Guard は、Disposición Marítima 第149号に代わる Disposición Marítima 第157号(以下、「本規則」)を公表し、OSROとの契約締結が必要な船舶の種類を定めるとともに、燃料補給時に適用すべき技術上・安全上の対策およびOSRO契約書のひな形を提示しました。本規則は、2015年5月15日に発効する予定です。

以下の情報は本規則の翻訳に基づいたものです。この情報にはいくつか不明瞭な点があると見られていますが、本規則の文言の解釈について、これ以上詳しいご案内ができるような情報は、現段階では入手できていません。

OSRO 証書の取得が義務づけられる船舶

本規則は以下の船舶および洋上浮体設備に適用されます。

- a) 炭化水素またはその派生物、危険・有害物質、液体鉱物に関する作業もしくはその移送・輸送、または船舶や海洋設備の再浮揚に従事するタンカー、バージ、小型船舶、漁船、その他の海洋設備。

../...

The Standard Club Europe Ltd

www.standard-club.com

Registered in England No. 17864. Authorised by the Prudential Regulation Authority and regulated by the Financial Conduct Authority and the Prudential Regulation Authority

Managers' London Agents: **Charles Taylor & Co. Limited**. Registered in England No. 2561548
Charles Taylor & Co. Limited is an appointed representative of Charles Taylor Services Limited, which is authorised and regulated by the Financial Conduct Authority

Registered Address: Standard House, 12-13 Essex Street, London WC2R 3AA, UK
Telephone: +44 20 3320 8888 Email: pandi.london@ctplc.com

- b) 上記船舶のいずれかが、指示待ちのため、またはウルグアイの港、ターミナル、バースその他に入港するため、24 時間を超えてウルグアイ水域に錨泊する許可を求める場合。
- c) 航行や環境に危険を与える船舶に対する援助および救助サービスに関するウルグアイの法律第 17.121 号に照らし、海運局が欠陥ありと判断した船舶。
- d) 領海、接続水域、排他的経済水域、または大陸棚における生物および非生物資源の探査、および採取を目的とした海上プラットフォーム、または固定もしくは可動式設備を供給する船舶。

本規則の適用対象となる船舶は、Coast Guard の認可を受けた現地 OSRO が発行する OSRO 証書、P&I Club の Certificate of Entry (保険加入証明書)、および該当する場合は CLC 証書を現地当局へ提出する義務があります。これらの証書は、錨泊、積載、または輸送作業の 24 時間前に提出されなければなりません。

また、OSRO 契約は、現地代理店を通じて締結する必要があります(ただし、ウルグアイ船籍の場合は、船主が直接 OSRO と契約することが可能です)。

OSRO 契約の締結が可能な業者

2015 年 2 月 18 日付回覧にて、本規則に関して Coast Guard の認可を取得しているのは、Marine Environmental Care Lasimar S.A. (以下「Lasimar」)と、CINTRA Golantex S.A. (以下「CINTRA」)の 2 社であり、両社の契約書については、国際 P&I グループ (IG) が精査したことをお知らせしました。

しかしその後、Lasimar は業務を停止したことが判明しました。なお、CINTRA の契約条項は、IG の油濁事故対応計画ガイドラインに沿ったものとなっているため、同契約によって生じる責任は、P&I 保険による補償の対象範囲内であり、保険市場において追加保険をご手配いただく必要はありません。

また、IG では新たに別の OSRO である LIFISOL S.A. (以下「LIFISOL」)が、本規則に関して Coast Guard から認可を取得したとの情報を得ています。しかし、LIFISOL の契約書はまだ届いておらず、したがってその内容もまだ精査していません。LIFISOL の契約書の精査が完了し次第、詳細についてご報告いたします。

OSRO との事前契約が義務づけられていない船舶

炭化水素、またはその派生物、危険・有害物質、液体鉱物の輸送・作業・移送に従事しない船舶は、OSRO と契約を締結する必要はありません。ただし、油濁事故が発生した場合はその限りでなく、マルポール (MARPOL) 条約附属書 I 第 5 章第 37 規則が適用されます。

その他の規定

ウругアイ水域に 24 時間を超えて錨泊する船舶は、代理店を指定する必要があります。

液化天然ガス(LNG)を運送する船舶は、今後 Coast Guard が発行する特定の要件を遵守しなければなりません。

燃料油、その他の油製品の供給者は、各移送・輸送作業ごとに OSRO を指名し、当該 OSRO とともに緊急時対応計画を調整することになります。

IG は今後も本規則の精査を続け、適宜、最新情報を組合員の皆様にご案内いたします。

国際 P&I グループの全加盟クラブが同様の内容の回覧を発行しています。

以上



Jeremy Grose
Chief Executive
Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 20 3320 8835

E-mail: jeremy.grose@ctplc.com

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです。)